

説明会で挙がったご質問への回答（日中一時支援）

番号	質問	回答
1	Q.報酬改定後、実績記録票様式について変更はないか。	上限時間の単位変更（日/月→時間/月）に伴い新様式になります。後日、請求情報作成ツールから単位数マスタ取り込みを行うようお願いいたします。
2	Q.新しい算定構造では本体請求を1日に複数回算定できるようになるが、給食加算も複数回請求可能か。（例：午前中日中一時支援（通所型）及び食事提供を行い、また午後中日中一時支援（併用型）及び再度の食事提供を算定）	A.可能です。
3	Q.日中一時支援について、複数事業所が利用可能な算定構造になるため、上限管理が必要か。	A.お見込みのとおりです。複数事業所で提供する場合は支給決定量（上限）をご確認の上、これを超過しないよう調整をお願いします。なお、この調整を行うにあたる特別な申請や帳票、手順の規則等はありません。
4	<p>サービスコードの時間数の取り扱いは、「算定は各コード15分以上の支援とする」とのことから、次の通りでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供時間数＝14分・・・算定できない。 ・サービス提供時間数＝15分・・・30分で算定。 ・サービス提供時間数＝44分・・・30分で算定。 ・サービス提供時間数＝45分・・・1時間で算定。 	お見込みのとおり。